

[別紙1]

輸出多角化等特別強化支援事業費補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出(2月29日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着(交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※支払い時期、提出書類を含め、支払い手続きについて、記載ください。

資料提出・問い合わせ先

■部・■課

鳥取県■■市～

■■■■ - ■■ - ■■■■

■■■@pref.tottori.jp